

米国連邦破産裁判所  
ニューヨーク州南部地区

*In re*

ENDO INTERNATIONAL plc ほか

債務者<sup>1</sup>

米連邦破産法第 11 章

事件番号 22-22549 (JLG)

(共同管理)

### 債権証明の提出期限に関する通知書

一般期限日: 2023 年 7 月 7 日午後 5 時 (米国東部標準時)

政府機関期限日: 2023 年 5 月 31 日午後 5 時 (米国東部標準時)

対象: 上記表題の債務者に対して債権を持つすべての個人および事業体

2023 年 4 月 3 日、ニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所 (以下「本裁判所」) は、合衆国法典第 11 編第 11 章 (以下「破産法」) に基づき提訴された上記表題の債務者および占有債務者 (以下、総称して「債務者」) の訴訟において、債権証明 (それぞれ「債権証明」) の提出期限を定める命令 [整理番号 1767] (以下「期限日」) を下しました。

期限日設定の命令により、政府機関 (以下に定義する) を除く全ての個人および事業体は **2023 年 7 月 7 日午後 5 時 (米国東部標準時)** (以下「一般期限日」) までに、債務者が連邦破産法第 11 章に基づく訴訟を開始した日である 2022 年 8 月 16 日 (以下「申請日」) 以前に発生した、または発生したとみなされる債務者に対するすべての請求 (以下に定義する) について債権証明を提出する必要があります。これには被担保債権、優先権のある債権、個人的な傷害の要求、および破産法<sup>2</sup>第 503 条(b)(9)に基づいて発生する債権が含まれますが、これらに限定されるものではありません。期限日設定命令に別途規定がある場合や以下の「一般期限日までに提出する必要のない債権証明」の

<sup>1</sup> 債務者である Endo International plc の納税者番号の下 4 桁は、3755 です。米連邦破産法第 11 章に基づく本訴訟では多数の債務者が対象となるため、債務者団体の完全リストおよび納税者番号の下 4 桁は記載されていません。この情報を含めた完全リストは、債務者が有する請求および通知代理人のウェブサイト (<https://restructuring.ra.kroll.com/Endo>) で入手可能です。本米連邦破産法第 11 章の訴訟に関する債務者の住所は以下のとおりです: 1400 Atwater Drive, Malvern, PA 19355

<sup>2</sup> 破産法第 503 条(b)(9)に基づいて発生する債権とは、申請前 20 日以内に債務者が受領した商品の価値から生じる債権です。ただし、その商品は通常の商行為の中で債務者に販売されたものに限りません。

項に記載されているものは除きます。なお、後述の「該当する期限日までに債権証明を提出しなければならない方」に記載されている通り、ストーキングホース入札者が債務者の提案するマーケティングおよび売却手続きにおいて落札した場合、一部の一般無担保債権者は新株予約権無償割当に参加することができ、それに関する権利は別の期限日に従わなければならない場合があります。

また本裁判所は、特定の政府機関に対する一般的の期限日を **2023年5月31日午後5時（米国東部標準時）**（以下「政府機関期限日」）としたため、該当する政府機関は期限日設定命令に別途規定がある場合を除き、申請前に発生した、または発生したとみなされる債権について、債務者の本第11章の訴訟におけるすべての債権証明を提出しなければなりません。後述のように、期限日設定命令は、オピオイドの製造、マーケティングおよび/または販売に基づく、またはそれに関する請求を含む特定のカテゴリの債権について、異なる期限日を設定しています。それには、(i)すべての市政機関およびその他の地方自治体（以下、総称して「地方自治体」）、(ii)すべての連邦政府公認アメリカ先住民族（以下、総称して「部族」）、(iii)アメリカ合衆国全50州およびコロンビア特別区（以下、総称して「州」）、(iv)アメリカ合衆国領である、米領サモア、グアム、北マリアナ諸島、プエルトリコおよび米領バージン諸島（以下、総称して「領土」）のいずれかによって主張される、オピオイドの製造、マーケティングおよび/または販売に基づく、またはそれに関する請求を含みます。

債権者にご利用いただくため、この通知（以下「本通知」という）に特定の債権証明書を同封しています。以下に当てはまる場合は別途指定の債権証明書をご利用ください。(a) オピオイドによる個人的な傷害の要求は「オピオイドによる個人的な傷害の債権証明書」、および/または (b) 個人、政府機関、部族その他の団体を含むすべてのオピオイドに関する債権者（いわゆる個人的な傷害の要求でないもの）は「一般オピオイド債権証明書」、および/または (c) その他のすべての債権を持つ見込みのある方は「非オピオイド債権証明書」（オピオイドによる個人的な傷害の債権証明書および一般オピオイド債権証明書と合わせて「債権証明書」）を使用してください。ただし、すべての債権を持つ見込みのある方に上記のすべての債権証明書を送付するとは限りません。

債権証明書や債権証明書に添付される文書には、名前とともに、債務者の財産と債務を記した予定表および債務者の第11章に基づいて提出された財務諸表（修正される場合があります）（以下、総称して「予定表」、「財務諸表」）に債権が記載されています。また予定表に記載されている場合、債権が(y) 異議あり、条件付き、不確定の請求または(z) 被担保、無担保、優先権付きであるかを記載しています。米ドルでの請求額（予定表に記載）も、債権証明書に記載されています。債権証明書に含まれる請求情報と予定表に記載された情報に相違がある場合、予定表が効力を持つものとし、債務者に対する異なる分類の債権を有していると債務者が考える場合、複数の債権証明書が送付され、各証明書に、予定表に記載された債務者に対する請求の性質、金額、分類が記載されています。

複数の債権証明書が届いた場合、指示を十分に読んでいただき、どの債権証明書を使用すべきかご判断ください。該当する債権証明書が届いていないと思われる場合、債務者の請求および通知代理人である **Kroll Restructuring Administration LLC**（以下「請求および通知代理人」という）のウェブサイトから電子債権証明書の入手および提出が可能です。また、請求および通知代理人に追加の債権証明書を要求する方法もあります。請求および通知代理人の連絡先は、以下のとおりです。また請求および通知代理人には、本第 11 章の訴訟に関する追加情報および債権証明の提出に関する情報を提供する担当者がいます。

本通知は、債務者と何らかの関係がある、または取引をしたことがあるが、債務者に対する未払い債権を持たない多くの個人および事業体に送付されています。本通知を受け取った方が必ずしも債権を持っている、または債務者および裁判所が債務者に対する債権があると考えているということではありません。

**本 11 章訴訟についての概要。**本債務者の訴訟は、事件番号 22-22549（JLG）の下で共同管理されています。2022 年 9 月 2 日、ニューヨーク州南部地区連邦管財官事務所（以下「連邦管財官」という）は本第 11 章訴訟における無担保債権者の債権者委員会（以下「**UCC**」という）およびオピオイド債権の公式委員会（以下「**OCC**」という）を任命しました。本第 11 章訴訟において、管財官および審査官は任命されていません。

**債務者の個人情報。**各債務者の納税者番号の下 4 桁は以下の通りです。債務者の住所は 1400 Atwater Drive Malvern, PA 19355 です。

| 債務者                               | 事件番号                | 納税者番号      |
|-----------------------------------|---------------------|------------|
| Par Pharmaceutical, Inc.          | 事件番号 22-22546 (JLG) | XX-XXX8342 |
| Actient Pharmaceuticals LLC       | 事件番号 22-22547 (JLG) | XX-XXX7232 |
| 70 Maple Avenue, LLC              | 事件番号 22-22548 (JLG) | XX-XXX1491 |
| Endo International plc            | 事件番号 22-22549 (JLG) | XX-XXX3755 |
| Endo Ventures Limited             | 事件番号 22-22550 (JLG) | XX-XXX6029 |
| Anchen Incorporated               | 事件番号 22-22552 (JLG) | XX-XXX8760 |
| Generics International (US), Inc. | 事件番号 22-22554 (JLG) | XX-XXX6489 |
| Anchen Pharmaceuticals, Inc.      | 事件番号 22-22556 (JLG) | XX-XXX9179 |
| DAVA Pharmaceuticals, LLC         | 事件番号 22-22558 (JLG) | XX-XXX7354 |
| Endo Par Innovation Company, LLC  | 事件番号 22-22561 (JLG) | XX-XXX2435 |
| Generics Bidco I, LLC             | 事件番号 22-22563 (JLG) | XX-XXX6905 |
| Innoteq, Inc.                     | 事件番号 22-22565 (JLG) | XX-XXX3381 |
| JHP Acquisition, LLC              | 事件番号 22-22567 (JLG) | XX-XXX7861 |
| JHP Group Holdings, LLC           | 訴訟番号 22-22569 (JLG) | XX-XXX7688 |
| Kali Laboratories, LLC            | 事件番号 22-22572 (JLG) | XX-XXX4898 |

| 債務者                                    | 事件番号                | 納税者番号      |
|--|---------------------|------------|
| Moores Mill Properties L.L.C.          | 事件番号 22-22574 (JLG) | XX-XXX9523 |
| Par Pharmaceutical Companies, Inc.     | 事件番号 22-22576 (JLG) | XX-XXX8301 |
| Par Pharmaceutical Holdings, Inc.      | 事件番号 22-22578 (JLG) | XX-XXX3135 |
| Par Sterile Products, LLC              | 事件番号 22-22580 (JLG) | XX-XXX0105 |
| Par, LLC                               | 事件番号 22-22582 (JLG) | XX-XXX1286 |
| Quartz Specialty Pharmaceuticals, LLC  | 事件番号 22-22584 (JLG) | XX-XXX5368 |
| Vintage Pharmaceuticals, LLC           | 事件番号 22-22586 (JLG) | XX-XXX7882 |
| Actient Therapeutics LLC               | 事件番号 22-22588 (JLG) | XX-XXX2019 |
| Astora Women's Health Ireland Limited  | 事件番号 22-22591(JLG)  | XX-XXX5829 |
| Astora Women's Health, LLC             | 事件番号 22-22594 (JLG) | XX-XXX0427 |
| Auxilium International Holdings, LLC   | 事件番号 22-22596(JLG)  | XX-XXX9643 |
| Auxilium Pharmaceuticals, LLC          | 事件番号 22-22598(JLG)  | XX-XXX6883 |
| Auxilium US Holdings, LLC              | 事件番号 22-22601(JLG)  | XX-XXX8967 |
| Bermuda Acquisition Management Limited | 事件番号 22-22603(JLG)  | N/A        |
| BioSpecifics Technologies LLC          | 事件番号 22-22605(JLG)  | XX-XXX4851 |
| Branded Operations Holdings, Inc.      | 事件番号 22-22608(JLG)  | XX-XXX6945 |
| DAVA International, LLC                | 事件番号 22-22610(JLG)  | XX-XXX9945 |
| Endo Aesthetics LLC                    | 事件番号 22-22613(JLG)  | XX-XXX0218 |
| Endo Bermuda Finance Limited           | 事件番号 22-22615(JLG)  | XX-XXX4093 |
| Endo Designated Activity Company       | 事件番号 22-22551(JLG)  | XX-XXX7135 |
| Endo Eurofin Unlimited Company         | 事件番号 22-22553 (JLG) | XX-XXX2009 |
| Endo Finance IV Unlimited Company      | 事件番号 22-22555(JLG)  | XX-XXX2779 |
| Endo Finance LLC                       | 事件番号 22-22557 (JLG) | XX-XXX6481 |
| Endo Finance Operations LLC            | 事件番号 22-22559(JLG)  | XX-XXX6355 |
| Endo Finco Inc.                        | 事件番号 22-22560 (JLG) | XX-XXX5794 |
| Endo Generics Holdings, Inc.           | 事件番号 22-22562 (JLG) | XX-XXX4834 |
| Endo Global Aesthetics Limited         | 事件番号 22-22564 (JLG) | XX-XXX2898 |
| Endo Global Biologics Limited          | 事件番号 22-22566 (JLG) | XX-XXX2735 |
| Endo Global Development Limited        | 事件番号 22-22568 (JLG) | XX-XXX4785 |
| Endo Global Finance LLC                | 事件番号 22-22570 (JLG) | XX-XXX7754 |
| Endo Global Ventures                   | 事件番号 22-22571(JLG)  | XX-XXX4244 |
| Endo Health Solutions Inc.             | 事件番号 22-22573 (JLG) | XX-XXX2871 |
| Endo Innovation Valera, LLC            | 事件番号 22-22575 (JLG) | XX-XXX3622 |
| Endo Ireland Finance II Limited        | 事件番号 22-22577 (JLG) | XX-XXX0535 |
| Endo LLC                               | 事件番号 22-22579 (JLG) | XX-XXX6640 |

| 債務者  | 事件番号                | 納税者番号      |
|--|---------------------|------------|
| Endo Luxembourg Finance Company I S.à r.l.                   | 事件番号 22-22581(JLG)  | XX-XXX3863 |
| Endo Luxembourg Holding Company S.à r.l.                     | 事件番号 22-22583 (JLG) | XX-XXX7168 |
| Endo Luxembourg International Financing S.à r.l.             | 事件番号 22-22585 (JLG) | XX-XXX2905 |
| Endo Management Limited                                      | 事件番号 22-22587 (JLG) | XX-XXX4866 |
| Endo Pharmaceuticals Finance LLC                             | 事件番号 22-22589 (JLG) | XX-XXX5768 |
| Endo Pharmaceuticals Inc.                                    | 事件番号 22-22590 (JLG) | XX-XXX5829 |
| Endo Pharmaceuticals Solutions Inc.                          | 事件番号 22-22592 (JLG) | XX-XXX7911 |
| Endo Pharmaceuticals Valera Inc.                             | 事件番号 22-22593 (JLG) | XX-XXX9931 |
| Endo Procurement Operations Limited                          | 事件番号 22-22595 (JLG) | XX-XXX7840 |
| Endo TopFin Limited  | 事件番号 22-22597 (JLG) | XX-XXX8086 |
| Endo U.S. Inc.   | 事件番号 22-22599 (JLG) | XX-XXX0786 |
| Endo US Holdings Luxembourg I S.à r.l.                       | 事件番号 22-22600(JLG)  | XX-XXX7910 |
| Endo Ventures Aesthetics Limited                             | 事件番号 22-22602(JLG)  | XX-XXX9967 |
| Endo Ventures Bermuda Limited                                | 事件番号 22-22604(JLG)  | XX-XXX0688 |
| Endo Ventures Cyprus Limited                                 | 事件番号 22-22606(JLG)  | XX-XXX1544 |
| Generics International (US) 2, Inc.                          | 事件番号 22-22607(JLG)  | XX-XXX5075 |
| Generics International Ventures Enterprises LLC              | 事件番号 22-22609(JLG)  | XX-XXX4685 |
| Hawk Acquisition Ireland Limited                             | 事件番号 22-22611 (JLG) | XX-XXX4776 |
| Kali Laboratories 2, Inc.                                    | 事件番号 22-22612 (JLG) | XX-XXX6751 |
| Luxembourg Endo Specialty Pharmaceuticals Holding I S.à r.l. | 事件番号 22-22614 (JLG) | XX-XXX0601 |
| Paladin Labs Canadian Holding Inc.                           | 事件番号 22-22616 (JLG) | N/A        |
| Paladin Labs Inc.  | 事件番号 22-22617 (JLG) | XX-XXX1410 |
| Par Laboratories Europe, Ltd.                                | 事件番号 22-22618 (JLG) | XX-XXX9597 |
| Par Pharmaceutical 2, Inc.                                   | 事件番号 22-22619 (JLG) | XX-XXX4895 |
| Slate Pharmaceuticals, LLC                                   | 事件番号 22-22620 (JLG) | XX-XXX6201 |
| Timm Medical Holdings, LLC                                   | 事件番号 22-22621 (JLG) | XX-XXX8744 |

請求者は、債権証明を提出すべきかといった疑問がある場合は、弁護士に相談する必要があります。

## 主な定義

本通知において使用される「事業体」もしくは「団体」「政府機関」、「関連会社」、「債権」もしくは「請求」という用語は破産法第 101 条によって定義された意味を持ちます。

本通知において、「将来債権」とは、本第 11 章によって任命された将来債権者代表者（以下「将来債権者代表者」）が主張する債権を意味します。

### 該当する期限日までに債権証明を提出しなければならない方

本債務者の第 11 章訴訟において、期限日設定命令により、債権証明を提出する期限日（以下、総称して「期限日」）が以下の通り設定されました。

- (a) 一般期限日。期限日設定命令に従い、申請前に発生した、または発生したとみなされる債務者に対する請求（被担保、無担保優先、無担保非優先の別を問わない）を持つすべての個人または事業体は、以下に定義される場合を除いて、一般期限日までに請求および通知代理人に届くように債権証明を提出する必要があります。なお、UCCと一部の債務者の先取特権債権保有者との間で成立した和解の一環として、ストーキングホース入札者が債務者の提案するマーケティングおよび売却手続きにおいて落札者となる限り、一部の一般無担保債権者はストーキングホース入札者として提案されている公開有限会社の株式を購入する新株予約権無償割当に参加することができる場合があります。一般無担保債権者が新株予約権無償割当への参加に関して有する権利については、別途期日を設ける場合があります。UCCから新株予約権無償割当に関する詳細情報を含む文書が届く場合があります。一般無担保債権者で、UCCからの文書が届かない方は、請求および通知代理人（EndoInquiries@ra.kroll.com）までお問い合わせください。一般無担保債権者は、新株予約権無償割当に関して疑問がある場合、弁護士へ相談することを推奨します。
- (b) 政府機関期限日。期限日設定命令に従い、申請前に発生した、または発生したとみなされる債務者に対する請求（被担保、無担保優先、無担保非優先の別を問わない）を持つすべての政府機関は、以下に定義される場合を除いて、政府機関期限日までに請求および通知代理人に届くよう債権証明を提出する必要があります。
- (c) 州および地方自治体のオピオイド期限日。オピオイドの製造、マーケティング、および/または販売に基づく、またはそれに関与する債権を本債務者に対して主張する(i)すべての地方自治体、(ii)すべての部族、(iii)すべての州、(iv)すべての領土は、申請前に発生した、または発生したとみなされる債権について、本通知に定義される手続きに従って、債権証明が

(1)本第11章訴訟における第11章計画のための（第1回）開示説明審理日の午前10時（米国東部標準時）、または(2)債務者が破産申請をして、当該地方自治体、部族、州および領土が債権証明を提出する期限日を設定する補足通知（以下、当該期限日は「州および地方自治体のオピオイド期限日」とし、当該通知が発行された場合、その通知を「州および地方自治体のオピオイド期限日についての補足通知」とする）を送達した35日後の午後5時（米国東部標準時）のどちらかの早い時間までに請求および通知代理人によって実際に受理されるように提出しなければなりません。州および地方自治体のオピオイド期限日についての補足通知は、債務者の提案する開示説明とともに、または単独で提出されるものとしますが、いかなる場合も、州および地方自治体のオピオイド期限日は、2023年6月14日より早くならないものとします。本通知のいかなる規定にもかかわらず、公的オピオイドの信託オプトイン期間満了までにストーキングホース入札者によって予定される公的オピオイドの精算への参加を選択しない、または、申請前に発生した、または発生したとみなされるオピオイドの製造、マーケティング、および/または販売に基づく、またはそれに関与する債権を本債務者に対して主張する州および地方自治体は、本通知において定義される手続きに従って、債権証明が一般期限日の30日後の午後5時（米国東部標準時）までに請求および通知代理人によって実際に受理されるように提出しなければなりません。ただし、いかなる場合においても、当該期日は2023年9月15日より遅くならないものとします。

- (d) **契約履行の拒否による損害賠償の債権証明届出期限**。第11章計画の承認前に下された裁判所の命令に従って、債務者が未履行契約または残余期間のあるリースを拒絶したことに起因、または関連する債権を主張するすべての個人または事業体は、債権証明を提出する必要がある、本通知に規定される通り、(i) 一般期限日、政府機関期限日、または州および地方自治体のオピオイド期限日に該当する場合、および(ii) 当該未履行契約または残余期間のあるリースの拒絶の効力発生日から30日後の午後5時（米国東部標準時）（以下「契約履行の拒否による損害賠償の債権証明届出期限」）のうち遅い方の期限日までに請求および通知代理人によって実際に受理されるように提出しなければなりません。
- (e) **修正された予定期限日**。本通知の後、債務者が異議が唱えられておらず、条件なしで確定した請求額を減額したり、債務者に対する請求の性質や分類を変えたりするために予定表を修正または変更した場合、悪影響を受けた請求者は、以下のいずれか遅い日までに、修正された予定表に関して、適時に債権証明を提出するか、または既に提出された債権証明を修正することができるものとします。(i) 一般期限日、政府機関期限日、州および地方自治体のオピオイド期限日が適応される場合、および(ii) 適用される予定表の修正に関する通知が影響を受ける請求者に送達された日から30日後（以下「修正された予定期限日」）。一方、(i) 予定表の修正によって、以

前予定されていたあるいは提出済の債権の額や処遇が改善される場合、または(ii)影響を受ける請求者がすでに期限日の通知を受けている場合、影響を受ける請求者は、適応される一般期限日、政府期間期限日、または州および地方自治体のオピオイド期限日の対象となります。債務者が返済した債権に関して予定表の修正および変更する場合、このような支払済の債権者は、当該債権が返済されたことに対して異議申し立てをしない限り、返済された債権について債権証明を提出する必要はないものとします。上記にかかわらず、本通知に含まれるいかなる請求も、予定されているか提出されているかにかかわらず、債務者がいかなる理由によっても債権に異議を唱えることを妨げるものではありません。

前記の契約履行の拒否による損害賠償の債権証明届出期限および修正された予定期限日の対象となる債権の保有者については、下記の「一般期限日までに提出する必要のない債権証明」で定義する種類の請求でない限り、または本裁判所が別段の命令をしない限り、次に述べる個人および事業体は、適応される期限日までに本第11章訴訟における債権証明を提出しなければなりません。

- (a) (i) 個人および事業体の債務者に対する債権が予定表に記載されていない、または異議あり、条件付き、不確定なものとして記載されている、または(ii) 当該個人および事業体が、本債務者の第11章訴訟への参加、または本第11章訴訟における配当の共有を希望する場合
- (b) 個人および事業体が(i) 自身の債権について、予定表における分類が不適切、または間違った請求額が記載されていると考える場合、および(ii) 自身の債権について、予定表に明記された分類または請求額とは異なるものの認容を希望する場合
- (c) 個人および事業体が、予定表に記載されている債権について、当該債権が記載されている特定の債務者の債務ではないと考え、予定表に記載されている債務者以外の債務者に対する請求の認容を希望する場合
- (d) 破産法第503条(b)(9)に基づき、本第11章訴訟の管理費用として認容される債権を有する個人または事業体

予定表で自身の申請前債権が金額について異議あり、条件付き、不確定であるか、またはその他適切に記載され分類されているか不明確な場合、適応される期限日までに債権証明を提出しなければ、権利および請求を放棄したとすることがあります。予定表の情報に依拠する当事者は、自身の債権が予定表に正確に記載されているか否かを判断する責任を負うものとします。また、申請前に発生した債権で、下記の「一般期限日までに提出する必要のない債権証明」に記載されている種類の債権でない場合、債権証明を提出しなかったことにより、債務者の破産財団からの配当を受けることができない場合があります。

## どの債権証明書を提出するか

本通知に同封されている、裁判所承認済の適切な債権証明書を提出する必要があります。適切な債権証明書が同封されていないと考える場合、本訴訟のウェブサイトアクセスし電子的に請求をするか、請求および通知代理人に追加の債権証明書を要求することができます。

### オピオイドによる個人的な傷害の債権証明書:

債務者が製造、マーケティング、および/または販売したオピオイド製品の服用に関連する、個人的な傷害または他人の傷害（例えば、死亡または対応不能な個人または未成年者に代わって請求する場合）に基づく債務者に対する債権がある場合、オピオイドによる個人的な傷害の債権証明書または実質的に同様の証明書を提出しなければなりません。

例えば、死亡、中毒または依存、逸失賃金、配偶者権喪失、新生児禁断症候群（以下「**NAS**」）に対する損害賠償を求める個人は、法的な訴因（詐欺、過失、虚偽表示、共同謀議等）にかかわらず、オピオイドによる個人的な傷害の債権証明書を提出する必要があります。

### 一般オピオイド債権証明書:

政府機関、部族、個人および事業体で、個人的な傷害を除く本債務者のオピオイド製造、マーケティングおよび/または販売に基づく債権を有する場合、一般オピオイド債権証明書または実質的に同様の証明書を提出しなければなりません。

例えば、財務上および経済上の被害のような、個人的な傷害以外の被害に対して損害賠償を求める政府機関、病院、保険会社、第三者支払人、患者、被保険者は、一般オピオイド債権証明書を提出する必要があります。

### 非オピオイド債権証明書:

個人または事業体で、債務者に対してオピオイドとは無関係の傷害または被害に基づく債権を有する場合、債務者が製造、マーケティング、および/または販売した非オピオイド製品に起因する申し立てられた個人的な傷害を含み、非オピオイド債権証明書または実質的に同様の証明書を提出しなければなりません。

例えば、未払金を求める取引債権者や納税を求める政府機関は非オピオイド債権証明書を提出する必要があります。

オピオイドとは無関係の傷害または被害（債務者の経膈メッシュまたはラニチジン製品に起因する個人的な傷害請求以外）に基づき、複数の債務者に対して請求する場合、債権のあるまたは債権の可能性のある各債務者に対し個別に非オピオイド債権証明

書を提出するか、提出する債務者の名前または当該債務者の破産事件の事件番号を明記する必要があります。債務者の名前および事件番号のリストは、本通知の 3～5 ページにある表に記載されています。

**証明書の機密保持（すべてのオピオイドによる個人的な傷害の債権証明書および一部の非オピオイド債権証明書に適用される）：**

個人的な傷害の請求者が、オピオイドによる個人的な傷害の債権証明書、非オピオイド債権証明書に含まれる適切な選択肢に印を付けることにより個人的な傷害の請求として示された非オピオイド債権証明書、または期限日の設定前に提出された事件番号を明記していない債権証明書によって提出した債権証明、およびこれらの証明書とともに提出したすべての証拠書類は、**極めて機密性の高いもの**として保持され、取り扱われます。また、(i)本債務者、(ii)本債務者の弁護士や財務顧問を含む相談役、(iii)請求および通知代理人ならびに本債務者の請求管理を支援する他の当事者、(iv)本債務者の保険会社および保険ブローカー、(v)要請があれば、専門家のみという条件のもと、(1) 専門家先取特権グループ、(2) UCC、(3) OCC、および(4) 将来債権者代表者とその相談役、および(vi)個人的な傷害請求の評価を行うために情報を入手する必要があると裁判所が判断したその他の者(以下、(i)～(vi)を総称して「**認定当事者**」)によってのみ提供されるものとします。ただし、各認定当事者が、秘密保持命令（以下に定義する）（または当該認定当事者への極めて機密性の高い情報の送信が秘密保持命令により別途許可されている場合）および適用されるデータプライバシー法によって拘束されることに同意し、一般に公開されないものとし、（秘密保持に関する規則を総称して「**秘密保持プロトコル**」）。

疑義を避けるため記すと、債権番号、請求額、およびサブカテゴリー（オピオイド（なお、疑義を避けるため新生児禁断症候群の未成年者に代わっての請求を含む）、経膈メッシュおよびラニチジンに関する債権等を含む）個人的な傷害の債権の総数のみが本訴訟ウェブサイトで公開され、一般に公開された債権登録に含まれるものとし、前項に従い、個人的な傷害の請求者によって提出された債権証明のコピーおよび添付書類は、2022年11月9日[整理番号 623]に本裁判所が下した秘密保護命令（「**秘密保護命令**」）にあるように、専門家のみ/極めて機密性の高い情報として扱われるものとし、1996年制定の医療保険の相互運用性と責任に関する法律（**Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996**）に従って保護される情報として、該当する場合、本裁判所および認定当事者のみが利用できるようにします。

**すべての債権証明書に適用される事項：**

債権が債務者によって予定されている場合、本債務者によって予定されている請求金額、債権が予定されている特定の債務者、および異議あり、条件付き、または不確定な債権として予定されているかどうかを記載した証明書を受け取る必要があるため、それらの場合に利用する適切な債権証明書を同封しています。債務者があなたの名前ですべての債権ごとに、異なる債権証明書を受け取るようになります。請求および通

知代理人によって開設されたウェブサイト (<https://restructuring.ra.kroll.com/endo>) で追加の債権証明書を手に入れます。

債権証明書は、請求者または請求者に代わって行動することを認められた個人によって署名されていなければ有効ではありません。請求者が個人でない場合、認定された代理人または請求代表者が債権証明書に署名する必要があります。また、債権証明が新生児禁断症候群と診断された者を含む未成年者によって提出される場合、両親、保護者、または後見人が債権証明書に署名する場合があります。債権証明は英語で記載し、請求額は米国通貨建てでなければなりません。

請求の根拠となる文書が必要な場合、記入済みの債権証明書に添付することができますが（膨大な量の場合、要約の添付可）、必ずしも必要ではありません。また、かかる文書を添付しなかったとしても、債権証明書の効力に影響したり、請求が却下されたりすることはありません。将来的に、請求の根拠となる書類の提出を求められる場合があります。また、債権証明書の提出後（疑義を避けるため適応される期限日の後となる場合も含む）、その修正や補足をする場合がありますが、本裁判所の許可無しに、新規または追加の請求を主張することはできません。**債権証明は返却されず、処理および審査の後に破棄される可能性があるため、原本は送付しないでください。**

債権証明書には、社会保障番号または納税者番号（下 4 桁のみ記載可）、誕生日（年のみ記載可）、未成年者の氏名（未成年者のイニシャルのみ記載可）、金融口座番号（下 4 桁のみ記載可）を記載してはなりません。

個人的な傷害請求者が提出する、債権証明書以外の(i)オピオイドによる個人的な傷害の債権証明書、(ii)非オピオイド債権証明書に含まれる適切な選択肢に印をすることにより個人的な傷害の債権であることを示す非オピオイド債権証明書、または (iii)期限日が設定される前のすべての債権証明書は、請求および通知代理人のウェブサイト上でその全体が一般公開されます。疑義を避けるため記すと、一般オピオイド債権証明書および非オピオイド債権証明書（個人的な傷害の請求者から提出されないもの）は、請求および通知代理人のウェブサイト上でその全体が一般公開されるものとします。

### **一般期限日までに 提出する必要のない債権証明**

以下の当事者は、以下のカテゴリーの請求または利害関係に関してのみ、該当する期限日までにこれらの第11章訴訟における債権証明書を提出する必要はないものとします。

- (a) 将来債権者代表者が代表する請求<sup>3</sup>

---

<sup>3</sup> 債務者は、将来債権者が、期限日の後に債権証明を提出するための期日を設定する救済を求める権利を留保します。将来債権者代表者は、これに関するすべての権利を留保します。

- (b) 出資証券（破産法第 101条(16)で定義される普通株式、優先株式、新株予約権またはストックオプションを含むが、これらに限定されない）または債務者に対するその他の所有権を持つ場合（当該所有権の保有者、以下「所有権者」）。ただし、その所有権者が株式またはその他の所有権の所有または購入に起因または関連する請求を本債務者に対して主張することを希望する場合（当該株式またはその他の所有権の購入または売却に基づく損害賠償請求や取消請求を含むがこの限りではない）、該当する期限日またはその前までに債権証明を提出しなければなりません。<sup>4</sup>
- (c) 債務者に対する請求のうち、署名入りの債権証明が、破産法公的文書 No. 410と実質的に同様の形式で、本裁判所書記官または請求および通知代理人へ既に適切に提出されている場合。
- (d) 債務者に対する債権のうち、(i) 予定表に争点、非正規、または不確定として記載されていない、および(ii) 予定表に記載されている請求の性質、分類、および金額に当該請求の保有者が同意している場合。
- (e) 本債務者に対する債権のうち、以前本裁判所の命令によって認められた、またはそれに従って返済された場合。<sup>5</sup>
- (f) 破産法第503条(b)および第507条(a)(2)に基づき、当該第11章訴訟の管理費用として認められる請求（破産法第503条(b)(9)に基づき認められる請求は除く）。
- (g) 管理費用 破産法第328条、第330条、第331条、第503条(b)またはアメリカ合衆国法典第28編第156条(c)に基づいて許容される、専門家が負担した申請後の手数料および費用に対する請求。
- (h) 該当する期限日以前に決定された本裁判所の命令により特定の期日が定められている請求。
- (i) 本裁判所が下した命令に従い、債権証明の提出を免除された当事者が主張する請求（(I) 債務者が現金担保を使用する認定、(II) 申請前の被担保者への権利保護の許諾、(III) 自動停止の修正、および(IV) 関連する救済の許諾 [整理番号535] のような修正された最終命令を含む）。

---

<sup>4</sup> 債務者は、所有権者が、期限日の後に債権証明を提出するための期日を設定する救済を求める権利を留保します。

<sup>5</sup> 債務者が債権者に支払った金額が、申請後の取引契約等に基づき、差押えの対象となる場合、当該債権者は、(i) 一般期限日、および(ii) 差押えから 30日後のいずれか遅い日まで、差押え額に対する債権証明を提出する権利を有するものとする。

- (j) 債務者の現在の役員および取締役による、当該役員または取締役が債務者に対して行った申請前または申請後のサービスの結果として生じる補償、貢献、または償還の請求。
- (k) アメリカ合衆国法典第28編第1930条に従って、本裁判所または連邦管財官事務局へ支払うべき請求。
- (l) 債務者の別の債務者に対する請求、または *Endo International plc* の直接または間接の債務がない子会社または関連会社の債務者に対する請求。
- (m) 債務者の現従業員または元従業員が主張する請求のうち、本裁判所の命令により、債務者が当該債権を賃金、手数料または給付金として通常の商行為の中で履行することが認められた請求。これは最終賃金命令〔整理番号 695〕に従うことを含むが、*申請前*に発生したその他の請求（本裁判所の命令に従って提供されない給付金の請求、不当解雇、差別、ハラスメント、敵対的な労働環境、または報復を含む）については、現従業員または元従業員が一般期限日までに債権証明を提出する必要があります。
- (n) 債務者によって発行または締結されたりボルピング・クレジット・ファシリティ、期限付きローン、債券、社債、その他の債務証券または手形に関する契約に基づいて支払うべき元本、利息、手数料、経費およびその他の債務金額の返済のみに限定したすべての請求（以下「負債請求」）で、契約書、債務証券、与信契約書または同様の形式の文書に基づくもの（共に「債券類」）。ただし、該当する債券類に従う、債券関連の受託者、事務代理人、登録機関、支払代理人、ローンまたは担保代理人、またはいかなる指定方法であっても同様の役割を果たすその他の事業体（以下、それぞれ「債務代理人」）は、適応される期限日またはその前までに、すべての負債請求について、該当する債券類に基づく義務を負う各債務者に対してシングルマスターの債権証明を提出するものとします。この場合、当該債務代理人の指定は必要なく、代表訴訟である *Endo International plc* ほか No. 22-22549 (JLG) に対して提出および記載されるものとし、その債権証明の中で特定された各債務者について提出されたものとみなします。ただし、負債請求の保有者が、負債請求以外の債券類に起因または関連する請求を主張することを希望する場合、本通知で特定される別の例外が適用される場合を除き、当該債権に関して、適応される期限日までに債権証明を提出しなければなりません。また、破産規則第3001条(d)を遵守するための文書を含む、膨大な文書を添付する代わりに、債券類に基づく債務代理人は、負債請求に関する効力を持つ文書の要約を添付することができます。

## 提出する必要のない特定の管理費用請求

破産法第 503 条(b)(9)に基づく請求以外の破産法第 503 条(b)に基づくすべての管理費用請求は、破産法第 503 条(a)に従った個別の請求によって行われなければならない、債権証明によって行われた場合は適正とはみなされません。上記にかかわらず、本通知において定める債権証明書の提出は、破産法第 503 条(b)(9)に基づく管理費用優先請求の主張のための手続き上の要件を満たすとみなされるものとします。

## 適応される期限日までに 債権証明書を提出しなかった場合の影響

破産法第 105 条(a)および第 502 条(b)(9)ならびに破産規則第 3003 条(c)(2)に従い、裁判所が別段の命令をした場合を除いて、債務者に対する特定の債権に関する破産法、破産規則、現地法、または期限日命令に従って本第 11 章訴訟における債権証明の提出を要求されるすべての個人および事業体は、適応される期限日までにこれを行わなかった場合、以下の事項を永久に禁じられるものとします。(A) 債務者またはその破産財団、もしくは所有権に対するすべての請求を主張すること（また債務者ならびにその所有権および破産財団は、かかる請求に関するあらゆる債務または責任から永遠に免除されるものとします）。当該請求は、(I) 請求額を超える額である場合、当該個人または事業体に代わって予定表に異議なし、条件なし、または確定と明記されるか、(II) 当該個人または事業者が代わって予定表に明記された当該請求とは異なる性質、分類とされます(上記(A)に基づく当該請求、以下「予定外債権」)。(B) 本第 11 章訴訟における予定外債権に関して、第 11 章計画に投票したり、その計画に基づく配当を受けたりすること。

## 債権証明を提出するための手順

債権証明の提出は、以下の手順で行なうものとします。

- (a) 本通知に別段の定めがある場合を除き、本債務者に対する債権を有する者はすべて債権証明を提出する必要があります。各債権証明は、(i) 英語で記載され、(ii) 申請日における米国の合法的な通貨（換算する場合、申請日時点の為替レートを使用）で表示され、(iii) 期限日命令に**別紙 2-A、別紙 2-B、別紙 2-C**として添付された該当する債権証明書、または破産法公的文書No. 410と実質的に適合しており、(iv)主張する請求の法的小および事実的な根拠が具体的に記されており、(v) 請求者、請求者の弁護士、または請求者が個人でない場合は、請求者の認定された代理人または代表者によって署名されていなければなりません。ただし、新生児禁断症候群と診断された者を含む未成年者に代わって債権証明を提出する場合、当該債権証明は、両親、保護者、または後見人によって署名されるものとする。

- (b) 請求者は、請求の根拠となる文書が必要な場合、記入済みの債権証明書に添付することができますが（膨大な量の場合、要約の添付可）、必ずしも必要ではありません。また、かかる文書を添付しなかったとしても、債権証明書の効力に影響したり、請求が却下されたりすることはありません。請求者は将来的に、請求の根拠となる書類の提出を求められる場合があります。請求者はまた、債権証明書の提出後（疑義を避けるため記すと適応される期限日後となる場合も含む）、その修正や補足をする場合がありますが、本裁判所の許可無しに、新規または追加の請求を主張することはできません。債権証明は返却されず、処理および審査の後に破棄される可能性があるため、請求者は原本を送付しないでください。
- (c) 請求者が非オピオイド債権証明書で、債務者の経膾メッシュまたはラニチジン製品とは無関係の債権を主張する場合、(i)当該債権証明が提出された債務者を名前と訴訟番号で特定し、(ii)当該債権の保有者は債務を持つ可能性がある各債務者に対して個別の債権証明を提出する必要があります。
- (d) 非オピオイド債権証明書で、債務者の経膾メッシュおよびラニチジン製品関連の請求を主張する場合、そのすべては、代表訴訟である *Endo International plc* ほか No. 22-22549 (JLG) に対して記載されるものとし、当該債権の保有者による特段の指定は必要ありません。また、経膾メッシュおよびラニチジン製品関連の申請前訴訟の被告である各債務者については、それぞれ提出されたものとみなされます。疑義を避けるため記すと、非オピオイド債権証明書で、債務者の経膾メッシュまたはラニチジン製品関連の債権を主張する場合、(i)当該債権証明が提出された債務者を名前と訴訟番号で特定し、(ii)当該債権の保有者は債務を持つ可能性がある各債務者に対して個別の債権証明を提出する必要はありません。
- (e) オピオイドによる個人的な傷害の債権証明書および一般オピオイド債権証明書で請求を主張する場合、そのすべては、代表訴訟である *Endo International plc, et al.*, No. 22-22549 (JLG) に対して記載されるものとし、当該債権の保有者による特段の指定は必要ありません。また、オピオイド関連の申請前訴訟の被告である各債務者については、それぞれ提出されたものとみなされます。疑義を避けるため記すと、オピオイドによる個人的な傷害の債権証明書および一般オピオイド債権証明書を主張する場合、(i)当該債権証明が提出された債務者を名前と訴訟番号で特定し、(ii)当該債権の保有者は債務を持つ可能性がある各債務者に対して個別の債権証明を提出する必要はありません。
- (f) 債権証明は、(i) 請求および通知代理人のウェブサイト（以下「本訴訟ウェブサイト」）（<https://restructuring.ra.kroll.com/endo>）の[Submit a Claim（請求を提出）]から電子的に提出するか（以下「電子提出システム」）、または(ii) 適応される期限日までに、請求および通知代理人または破産裁

判所の書記官へ債権証明原本を手渡す、または請求および通知代理人または破産裁判所の書記官が実際に受理するように郵送する必要があります。債権証明原本の郵送先は以下の通りです。

**普通郵便の場合:**

Endo International plc Claims Processing Center  
c/o Kroll Restructuring Administration LLC  
Grand Central Station, PO Box 4850 New York,  
NY 10163-4850

または

United States Bankruptcy Court  
Southern District of New York  
One Bowling Green, Room 614  
New York, NY 10004-1408

**手渡しまたは翌日配達便の場合:**

Endo International plc Claims Processing Center  
c/o Kroll Restructuring Administration LLC  
850 3rd Avenue, Suite 412  
Brooklyn, NY 11232

- (g) 債権証明は、(i)上記のサブ段落 (e)に記載した住所宛、または(ii)電子提出システムを通じて、適応される期限日までに請求および通知代理人または破産裁判所の書記官が実際に受領した場合にのみ適時に提出したとみなされるものとしします。
- (h) FAX、テレコピー、電子メールによる債権証明の送信（電子提出システムにより電子的に提出された債権証明を除く）は受理されません。
- (i) 破産法第503条(b)(9)に基づく優先権を有する請求を主張する債権証明もまた、(i) 申請日前の20日間に債務者へ納入および検収された商品の価格を含み、(ii) 当該請求が主張されている特定の請求書を確認できる書類を添付する、という条件が満たされる必要があります。
- (j) 請求および通知代理人が債権証明を受理したという通知を希望する債権者は、適応される期限日までに請求および通知代理人に(i) 債権証明の原本のコピー、および(ii) 切手を貼り、宛先を記入した返信用封筒を同時に提出する必要があります。請求および通知代理人のウェブサイトのインターフェイスを通じて債権証明を提出した請求者には、電子メールによる提出の確認が送られます。
- (k) 以下のカテゴリーで説明される個人および事業体は、複数の請求者を代表して1つ以上の連結した債権証明（それぞれ「連結請求」）を提出する場合があります。
  - (i) 本訴訟において破産規則第2019条に従い、期限日設定の命令の期限日までに、特別委員会、専門家班、または他のサブグループの各メンバーおよび全員を代表して、適切な声明を出した特別委員会または専門家班等のメンバーが、連結請求に含まれることを選択した場合、この連結請求は、当該特別委員会または専門家班の主任弁護士

が提出することができ、当該特別委員会、専門家班、または当該弁護士から特段の指定がなくとも、代表訴訟である*Endo International plc*ほか No. 22-22549 (JLG)に対して処理されます。ただし、当該連結請求は、(1) 各メンバーの個別の債権証明書、(2) 各メンバーをリストアップし、該当する債権証明で要求された情報に実質的に適合する個別情報を提供するスプレッドシートまたはその他の形式の文書のいずれかを添付する必要があります。

- (ii) 上記にかかわらず、複数のオピオイド請求者を代理する個人または事業体（疑義を避けるため記すと、弁護士もしくは法律事務所を含む）が、これらのオピオイド請求者から連結請求に含まれることを承認される（オピオイドによる請求を有する当該承認個人または事業者をそれぞれ「同意する請求者」）には、(a)複数のオピオイド請求者を代表する当該個人（弁護士または法律事務所を含む）が、同意する請求者らを代表して、連結請求を提出する権限を有している旨の宣誓供述書、または(b)債務者およびOCCが合理的に受理できるその他の形式を要するものとします。当該代表者は、同意する請求者を代表して連結請求を提出、修正、補足し、当該連結請求を代表事件である*Endo International plc*ほかNo.22-22549 (JLG)に対して提出することができます。ただし、当該連結請求には、(1) 各同意する請求者の個別の債権証明書、(2) 各同意する請求者をリストアップし、該当する債権証明で要求された情報に実質的に適合する個別情報を提供するスプレッドシートまたはその他の形式の文書のいずれかを添付する必要があります。
- (iii) 請求に関連する医療保険、健康保険会社、健康保険管理者、その他の第三者支払者（以下、それぞれ「TPP」）は、当該TPPが管理する保険のスポンサー、雇用主グループ、全額保険付きまたは自費プログラムのいずれかまたはすべてについて責任があるものとする。ただし、当該連結請求は公に提出され、当該TPPが管理する各自己資金によるプログラムの固有の識別要素を含むスプレッドシート、または債務者が合理的に受理できる他の形式の文書を添付する必要があります。かかる一般公開と同時に、TPPは、当該連結請求に関連する情報を安全なウェブサイトにアップロードするための認証情報を要求する電子メールを、[EndoInquiries@ra.kroll.com](mailto:EndoInquiries@ra.kroll.com)に送信しなければなりません。当該認証情報を受領後、合理的に実行可能な限り速やかに、TPPは、連結請求に含まれる当該TPPが管理する各自費プログラムの名称、および公に提出された請求書とともに提出された固有の識別要素を、請求および通知代理人が特定するウェブサイトにアップロードしなければならず、このスプレッドシートは秘密保持プロトコル（前述にて定義）に従って極めて機密性の高い情報として扱われるものとします。当該TPPは、十分に保険がかけら

れた、危険にされされた、または直接の請求を含む（これらに限定されない）その他の請求を同一の債権証明書に記載することができますが、必ずしも必要ではありません。TPPが、債権証明を提出するために、請求額を決定するために採用した誠実な方法について、債務者がTPP内部の配当を目的として、後日、TPPに対して異なる計算方法を採用するよう要求する場合、当該TPPは債務者の要求する方法論に従って、その主張を損なうことなく、その計算を修正する権利を保持し、債務者はそれに関するすべての権利を留保するものとします。

また各連結請求は、以下のいずれかに該当する各債務者に対して提出されたものとみなされます。(x)当該連結請求の中で明記される債務者（債務者の経膾メッシュまたはラニチジン製品とは無関係の非オピオイド債権証明書によって主張される請求の場合）、(y)経膾メッシュまたはラニチジン製品関連の申請前訴訟の被告である債務者（債務者の経膾メッシュまたはラニチジン製品関連の非オピオイド債権証明書によって主張される請求の場合）、または(z)オピオイド関連の申告前訴訟の被告である債務者（個人的な障害の債権証明書または一般オピオイド債権証明書によって主張される請求の場合）

- (1) 以下の文章に従い、債務者のオピオイド製品に起因する請求権を持つ者は、管理上の便宜のためにのみ、(a)保険料納付者、(b)私立病院、(c)公立学校、(d)新生児禁制症候群の医療監視プログラムの設立を求める請求者のクラスを代表して「クラス」請求証明の提出が許可されるものとします。疑義を避けるため記すと、これら第11章訴訟が(x)債務者の実質的な全資産がストーキングホース協定に従ってストーキングホース入札者に売却が完了、(y)より高額またはそれ以上の入札を行った当事者への売却が完了し、当該入札がオピオイド請求者のための信託の設立を規定しており、当初ストーキングホース入札者によって設立が予定されていた任意信託と実質的に同様の条件でオピオイド請求者に同様の回収を提供する（以下「同等のオピオイド信託」）、または(z)再建計画が同等のオピオイド信託の設立を規定しており、当該「クラス」債権証明が管理上の便宜のためにのみ有効と推定される、という結果となる場合に限りです。ただし、第11章訴訟の結果、(1)より高額またはそれ以上の入札を行った当事者への売却が完了し、当該入札が同等のオピオイド信託の設立を規定しない、または(2)再建計画が同等のオピオイド信託の設立を規定していないなどの代替が行われる場合もありますが、これに限定されるものではありません。この場合、当該「クラス」債権証明は、有効であると推定されず、許可されないものとし、すべての当事者は、当該クラス請求証明の提出および/または有効性に異議を唱える権利を有するものとし、当該クラス請求証明の有効性に関する立証責任は、当該請求を提出しようとする請求者グループが負うものとします。

## 追加の債権証明書

請求および通知代理人によって開設されたウェブサイト (<https://restructuring.ra.kroll.com/endo>) で証明書を入手できます。

## 権利の留保

債務者は、(a) 提出された請求、または予定表に記載または反映された請求に対し、性質、請求額、優先順位、法的責任、分類、その他について異議を唱え、相殺または抗弁を主張する権利、(b) その後、異議あり、条件付き、不確定として請求を指定する権利、(c) その他、予定表の修正、変更、補足を行う権利を保持しています。本通知または期限日設定命令に含まれるいかなる内容も、請求が予定されているか提出されているかに関わらず、いかなる理由であれ、債務者が請求に対して異議を唱えることを妨げるものではありません。

## 追加情報

期限日設定命令、期限日通知、債権証明書、および債務者の予定表のコピーは、請求および通知代理人に書面で連絡するか（宛先：Endo International plc Claims Processing Center, c/o Kroll Restructuring Administration LLC, 850 3rd Avenue, Suite 412, Brooklyn, NY 11232）、ウェブサイト (<https://restructuring.ra.kroll.com/endo>) の[Submit a Claim]タブから無料で入手可能です。本裁判所のウェブサイト ([www.nysb.uscourts.gov](http://www.nysb.uscourts.gov)) では、有料で期限日設定の命令を閲覧可能です。請求の提出または手順に関するご質問は、請求および通知代理店にお問い合わせください。電話：(877) 542-1878（フリーダイヤル）、(929) 284-1688（国際および米国内電話用）または Eメール：[EndoInquiries@ra.kroll.com](mailto:EndoInquiries@ra.kroll.com)

請求および通知代理店は、法的アドバイスを提供することも、債権証明を提出すべきかどうかについて助言することもできませんので、ご注意ください。債務者に対して債権を保有する可能性がある方は、債権証明を提出すべきかどうか等、本通知に記載されていない事項については、弁護士に相談してください。

日付：2023年4月[]日

本裁判所の命令による

SKADDEN, ARPS, SLATE, MEAGHER & FLOM LLP

ポール・D・リーク

リサ・ラウキティス

シャナ・A・エルバーグ

エバン・A・ヒル

One Manhattan West

New York, New York 10001

Tel: (212) 735-3000

Fax: (212) 735-2000

債務者側弁護士

および占有債務者